

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
正 誤	
○正誤 (平25・5・17付け 告示ほか)	2

## 告 示

### 高知県告示第633号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐郡大川村中切字トチズ776の8
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 高知県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 山川野市
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	------------	-----------------	---------------

香南市香我美町下分 字上ヤシキ2472番1 から	前	4.2 }	99
香南市香我美町下分 字五反畑2397番3ま で	後	5.9 } 10.6	99

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三原村国営土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成28年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	北川 健造	幡多郡三原村宮ノ川 255番地
"	中平 静夫	" " " 1411番地5
"	田淵 勝治	" " " 361番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、三原村国営土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成28年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
新谷 廣志	幡多郡三原村宮ノ川1201番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年10月17日 28高都計第489号	南国市稲生字坂口21 番 1	南国市稲生21番地 1 中澤 龍夫

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤				
平25・5・17	9541	○告示	2	左 (22~25)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">地 名</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">地 番</td> </tr> </table>	地 名	地 番	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">起 点</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">終 点</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">-----</p>	起 点	終 点
地 名	地 番									
起 点	終 点									
平28・10・25	9882	○告示	2	左 (29)	<u>その関係書類を</u>	<u>その図面及び関係書類を</u>				
			4	中 (23)	<u>神母木野市</u>	<u>神母ノ木野市</u>				
平28・11・8	9886	○告示	1	左 (28)	<u>平成28年度</u>	<u>平成27年度</u>				